

令和7年2月1日現在

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。ご不明な点は、遠慮なくお問合せください。

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 満寿会
- (2) 代表者氏名 理事長 小川 越史
- (3) 所在地 鶴ヶ島市大字上広谷8番地15
- (4) 設立年月日 平成18年4月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所名称 鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん
- (2) 事業所の種類 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）
- (3) 事業所の所在地 鶴ヶ島市大字上広谷5番地1 プラザイン上広谷1階
- (4) 指定事業所番号 1106200023
- (5) 開設年月日 平成18年4月1日
- (6) 連絡先 鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん
TEL049(271)5123 FAX049(271)5125

3 事業の目的及び運営方針

<事業の目的>

利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み続けることができるように支援します。また、医療との連携に配慮し、介護予防サービス・支援計

画書を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス提供事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行います。

＜運営方針＞

- ① 利用者が要支援状態になった場合においても、状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した生活を営み続けることができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス提供事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業を行うに当たり、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に研修を実施するなどの措置を講じます。
- ⑥ 事業を行うに当たり、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

4 通常の事業の実施地域等

(1) 通常の事業の実施地域

上広谷及び若葉二丁目の一部（上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域）、五味ヶ谷、富士見

※特段の事情がある場合には、この限りではありません。

(2) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前8時40分～午後5時25分

(祝日、12月29日～1月3日は除く)

※日時については、相談に応じます。

5 職員の体制

職員	人員数	職務内容
管理者	1人(常勤) ※兼務	事業所の担当職員の管理、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
保健師もしくは経験ある看護師	1人以上(常勤)	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。
社会福祉士	1人以上(常勤)	
介護支援専門員	1人以上(常勤)	

6 サービス提供の手順

(1) 利用者からの申込み

(2) 契約等手続き

(3) アセスメントの実施

利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族との面接を通して、心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を把握します。

(4) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成

アセスメント結果を基に、利用者等の希望も踏まえ、どのような支援が必要かを調整し、利用者との合意に基づき介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。

(5) サービス担当者会議の開催

介護予防サービス・支援計画書原案について、担当者と協議し、課

題や役割の共通理解を深めます。

(6) 介護予防サービス・支援計画書原案の説明、同意、交付

介護予防サービス・支援計画書原案の内容を利用者及び家族に説明し、同意を得て交付します。

(7) サービスの提供

介護予防サービス提供事業者等に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき、適切に介護予防サービス等が提供されるよう連絡調整等を行います。

(8) モニタリング

- ① 3ヶ月に1回及び健康状態に著しい変化があったときには、利用者宅を訪問し面接を行います。
- ② 訪問しない月に関しては、電話等により利用者との連絡を実施します。
- ③ 少なくとも1ヶ月に1回は、介護予防サービス提供事業者等に対して、サービス実施状況や利用者の状態に関する情報を聴取します。

(9) 評価

一定期間経過後、計画の達成状況について、評価を行います。

※ (4) から (9) までについては、サービス内容によって省略する場合があります。

7 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、介護予防サービス等に関するお問合せ、ご不明な点等の連絡は、委託先の担当者が窓口になります。

8 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する情報提供

- ① 介護予防サービス提供事業者等から利用者に関する情報の提供を受けたときその他必要なときには、口腔に関する問題、薬剤

状況その他の心身又は生活の状況に関する情報のうち必要な情報を、主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ② 利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。
意見を求めた上で介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。
- ③ 利用者は、事業所に対し、複数の介護予防サービス提供事業者等を紹介するよう求めること又は当該介護予防サービス提供事業者等を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。
- ④ 利用者及び家族は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

9 費用

原則として利用者負担はありません。全額介護保険から支給されます。
ただし、保険料の滞納がある場合は、償還払いや介護保険からの給付が制限される場合があります。

10 緊急時の対応

介護予防サービス等の提供に当たり、事故、体調の急変等があった場合には、事前の打合せに基づき、家族、主治の医師等に連絡します。

11 相談窓口、苦情窓口

介護予防サービス等に関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡してください。なお、業務を委託した居宅介護支援事業所がある場合はそちらの相談窓口へ申し出てください。

鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん	相談・苦情窓口担当者 管理者 萩元貴美子 電話番号 049-271-5123 FAX 番号 049-271-5125 対応時間 平日・土曜日 午前8時40分～午後5時25分 (祝日、12月29日～1月3日は除く)
居宅介護支援事業所	電話番号 FAX 番号 対応時間

次の機関においても苦情申立てができます。

鶴ヶ島市 介護保険課	電話番号 049-271-1111 FAX 番号 049-271-1190 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日、12月29日～1月3日は除く)
埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護福祉課 苦情対応係)	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番 (国保会館) 電話番号 048-824-2568 (苦情相談専用) FAX 番号 048-824-2561 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時 (祝日、12月29日～1月3日は除く)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業所名) 鶴ヶ島市地域包括支援センターぺんぎん

(説明者)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、上記のとおり説明を受け、内容について同意しました。

(利用者) 住所 鶴ヶ島市
氏名

(代理者又は立会人)
住所
氏名

＜業務委託先居宅介護支援事業所＞

居宅介護支援事業所欄は、居宅介護支援事業所による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合のみ記入します。

(事業所名)

(担当者)